

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

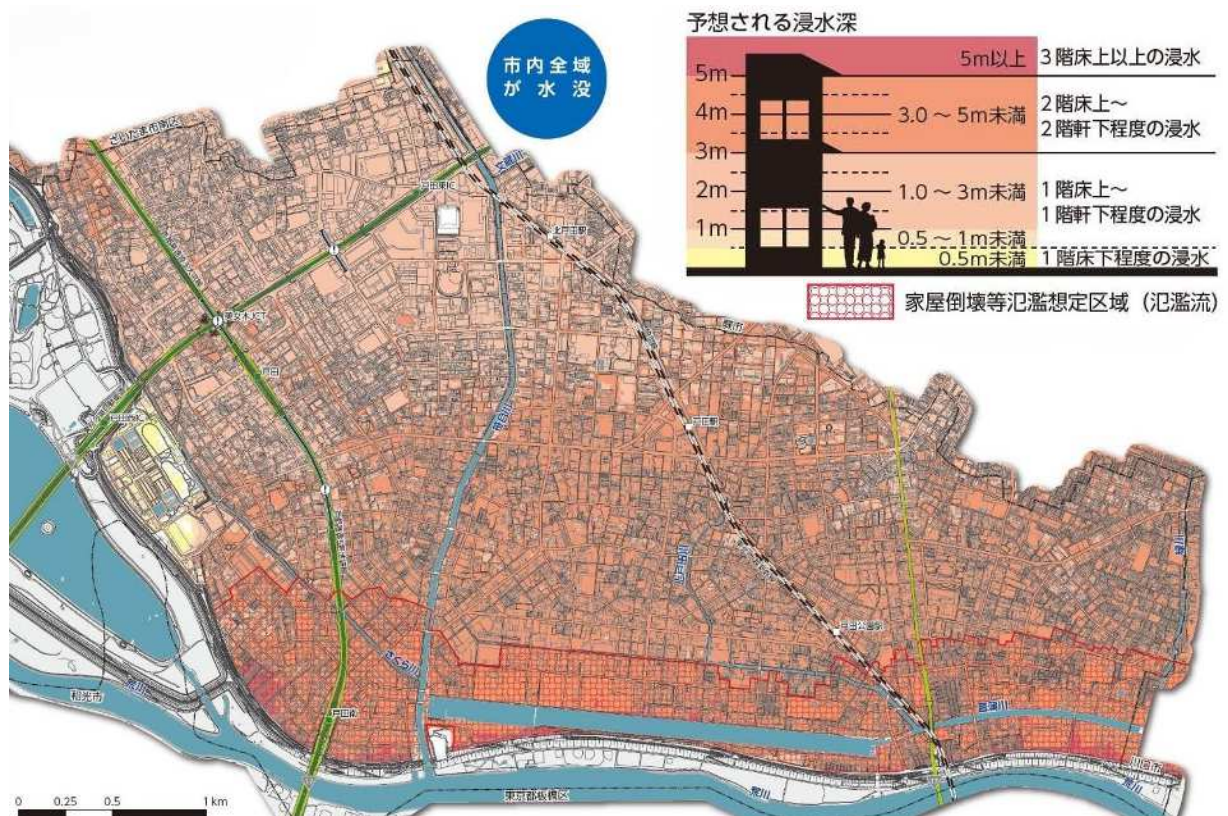
(1) 地域の災害リスク

(洪水：地域防災計画・ハザードブック)

戸田市（以下「当市」という。）は、埼玉県南端に位置し、都心から20km圏にある。川口・蕨・さいたまの県南各市と隣接し、荒川を隔てて朝霞市、和光市、東京都板橋区、北区に隣接している。面積は18.19km²で、東西約7.2km、南北約3.9kmである。

当市は、荒川によって形成された平坦な沖積平野に位置している。標高は北西から南東方向に低くなっており、戸田公園から菖蒲川に沿った地域では2～3mと最も低く、北西部や盛土をした土地では5mとなっており、たびたび大きな水害に見舞われてきた歴史がある。

当市のハザードブックによると、浸水想定河川として荒川の氾濫による影響が最も大きいと想定される。堤防の能力をはるかに上回る（おおむね1000年に一度の確率）大雨により堤防が決壊した場合、市内全域が水没し、浸水の深さは最大5m以上、浸水時間は3日～7日におよび、多数の家屋が浸水、水没するなど大きな被害が発生することが予想されている。



【出典：戸田市ハザードブック】

(内水氾濫：地域防災計画・ハザードブック)

近年、全国各地で局所的集中豪雨の多発により、内水氾濫による被害が発生している。当市では、予想されている内水氾濫による浸水深は概ね0.5m未満と、河川の氾濫（外水氾濫）よりも低位であるものの、過去に市内で数多くの被害が発生している。

図に示すとおり、新曽地域や美女木地域の北部で概ね0.5m未満の浸水が広く発生すると予想されているほか、地形的要因により戸田駅の東側や笹目地域南部も浸水しやすいとされている。



【出典：戸田市内水ハザードマップ】

(地震：地域防災計画・ハザードブック)

当市の地域防災計画によると、埼玉県により公表された「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」では3つの海溝型地震と2つの活断層型地震による5つの地震が想定されており、当市において最も大きな被害（揺れ）を及ぼす地震として、「東京湾北部地震」が挙げられ、市内では震度6弱～6強の揺れが発生すると想定されている。また、発生した場合、建物被害については、1,109棟が全壊、2,609棟が半壊、18棟が火災により焼失するとされ、人的被害については死者64人、負傷者451人に達すると予想されている。



【出典：戸田市ハザードブック】

首都圏直下で発生する海溝型の地震は、文部科学省の地震調査研究推進本部による海溝型地震の長期評価結果においても、今後30年以内の発生確率は70%程度（同50年以内の場合90%程度：平均発生間隔23.8年）となり、その切迫性が指摘されている。

(感染症：新型インフルエンザ等対策行動計画)

毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスは、遺伝子を形成する物質が化学的に不安定で簡単に変異し、従来のウイルスとはまったく違う「新型」と呼ばれるような激しい変異も起きやすいと言われている。これまでも、10年から40年に1回程度、型が大きく変わっている。新型のウイルスに対して免疫を持っている人はいないため、大流行し、大きな健康被害と社会的影響が生じる。

人口増加や都市部への人口集中、高速移動技術や交通網の発達などにより、ひとたび新型インフルエンザ等が発生すれば、感染が短期間で広範囲に及び、多大な健康被害が生じると推測される。

令和２年に急激に感染拡大し、その後パンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症（COVID-19）において、当市は令和３年度に発令された新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の解除後も、まん延防止等重点措置区域に指定され、多くの事業者が多大な影響を受けた。

（サイバーリスク）

令和２年、当市に本社を構える事業所において、長年蓄積してきた顧客データなどの重要なデータを喪失する事案が発生した。近年、不安定な国際情勢や急速なデジタル化の進展に伴って、サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢である。ランサムウェアによる感染被害、サイバー攻撃による情報流出、マルウェアの新たな手口の出現により、市内事業所において金銭的被害や社会的信用の低下などのリスクが高まるだけでなく、サプライチェーンへの影響が出る等、規模を問わず多くの事業所が経営に直結するリスクが発生する恐れがある。

（２）商工業者の状況（令和３年経済センサスより）

商工業者数 4,810件（内 小規模事業者数 3,459件）

商工業者数 (商工会員数)	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・ 宿泊業	サービス業	その他
4,810 (2,614)	486 (460)	801 (497)	381 (125)	609 (354)	414 (202)	1,727 (629)	392 (347)

（３）これまでの取組み

①当市の取組み

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、戸田市地域防災計画を策定。計画は、戸田市の地域にかかる防災に関し、市、防災関係機関、地域、住民、事業所等が、災害予防活動、災害応急対策活動及び災害復旧活動等の一連の災害対策を実施し、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

計画は、「総則及び災害予防計画編」、「災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）」、「災害応急対策計画編（震災対策編）」、「災害復旧計画編」、「資料編」の全5編で構成され、各種災害対策を実施している。

- ・戸田市地域防災計画の改定（令和６年９月）
- ・戸田市ハザードブックを発行（令和３年４月）
- ・戸田市内水（浸水）ハザードマップの改定（平成３１年３月）
- ・戸田市事前防災行動計画（タイムライン）への取組
- ・災害時情報共有システム（T-DIS）の導入
- ・土のうステーションの設置
- ・戸田市防災ラジオの配布
- ・防災備品の備蓄（指定避難所等）
- ・戸田市総合防災訓練の実施（例年９月下旬）
- ・戸田市防災会議の開催
- ・戸田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成２６年１０月）

②戸田市商工会（以下「当会」という。）の取組み

【周知対応】

- ・ 県等主催の事業継続計画（BCP）策定セミナーの周知と参加促進
- ・ 事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画に関する各種施策の周知

【策定対応】

- ・ 戸田市商工会危機管理マニュアルの策定

【保険対応】

- ・ ビジネス総合保険（全国商工会連合会）の周知及び加入促進
- ・ 総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進
- ・ 損保会社と連携した事業継続計画（BCP）に必要な損害保険への加入促進

【備蓄・訓練対応】

- ・ 市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・ 防災備品（スコップ、懐中電灯、職員用の非常用軽食・飲料水等）を備蓄

【災害時対応】

- ・ 地区内事業者の被災状況収集及び関係機関への報告
- ・ 被災事業者に対する各種補助金制度の周知及び申請支援
- ・ 被災事業者への公的融資の斡旋

【感染症対応】

- ・ 感染防止対策の周知、対応支援
- ・ 事業者に対する各種補助金、給付金等の情報提供
- ・ 事業者に対する公的融資の斡旋
- ・ 専門家による個別相談の実施
- ・ 消毒液等備品の配布及び設置

Ⅱ 課題

当会や地区内事業者の自然災害・感染症対策・サイバーリスクにおける課題は次の通りである。

（１）事業者の取組状況に関すること

- ①小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- ②防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）および事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

（２）商工会の支援体制に関すること

- ①事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分とはいえない。
- ②職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。
- ③職員間で情報や責任共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

（３）外部との連携に関すること（行政・損害保険会社等）

- ①被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と当市の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築が必要である。

②災害時対応やリスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

(4) 感染症対策に関すること

①地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

(5) サイバーリスクに関すること

①地区内事業者の情報セキュリティ関連に対する規程の整備状況やセキュリティ業務体制について、十分な状況ではない。具体的にはソフトウェアやシステムの脆弱性、ファイアウォールやアクセス制御の設定が不適切であること、事業所のセキュリティ意識の低さやヒューマンエラー、セキュリティポリシーの未整備や監視体制の不足などが想定される。

②地区内事業者の間でサイバー攻撃や情報漏洩のリスクに対する漠然とした危機感はあるものの、身近でリスクが顕在化していないため、現実的な問題として捉えられていない。

③IT導入補助金の申請要件に、セキュリティ対策の実施を自己宣言する「SECURITY ACTION」の宣言を必須化するなどDXとセットでの取組を進めているが、これとあわせて取組の強化が必要である。

Ⅲ 目標

目標は次の5項目とする。

戸田市地域防災計画を踏まえた本会の事業継続力強化支援計画を策定し、当会と当市が一体となり、地区内事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指した取り組みを実施する。

(1) 事業継続力強化面での目標

①地区内事業者に対し、災害リスクや感染症等リスク、サイバーリスクを認識させ、BCP策定の必要性を周知する。

②地区内事業者に対し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。

③BCPの策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行う。

(2) 災害発災・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

①災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会は戸田市や埼玉県商工会連合会などと緊密に連携し、情報確認・報告を行う。

②災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関（埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済連合会、損害保険会社）との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標

①感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(4) サイバーリスク発生時の被害状況の把握や被害防止面での目標

①被害を拡大させないための現状把握や被害拡大防止策を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関（埼玉県商工会連合会、損害保険会社）との連携体制を平時から構築する。

(5) 当会における支援体制面での目標

①各種研修会に当会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画の策

定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。

②当会策定の「事業継続計画（BCP）」の全職員での共有と計画に基づく行動確認や訓練を実施する。

③当会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復旧の体制作りを行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

II 事業継続力強化支援事業の内容

1. 事前の対策

（1）小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画策定支援

①小規模事業者のリスク把握・周知

- ・当会職員による巡回や窓口指導時に当市ハザードブック等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償、損害保険・共済加入等）について説明する。

②リスク対策の広報周知

- ・市広報、商工会ホームページ、商工会報、SNS、指導時等において、国や県等の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業継続計画（BCP）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・リスクファイナンス対策として、リスク軽減のための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。

③事業継続計画・事業継続力強化計画の策定支援

- ・専門家を招聘し、「事業継続計画（BCP）」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。
- ・セミナーや個別相談会に出席した地区内事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」の策定に向けた支援を行う。

④感染症リスクへの対策・環境整備支援

- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・当会においてもWeb会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて、必要な機器や通信環境等を整備する。

⑤サイバーリスクへの対策・支援

- ・市広報、商工会ホームページ、商工会報、SNS、指導時等において、有益な情報（サイバーセキュリティサービスや保険制度パンフレットなど）の提供を行い、万が一に平時から備えるよう周知

する。

- ・埼玉県警と連携した「サイバーセキュリティ講演（県政出前講座）」を開催。

⑥ 当会職員の支援スキルの向上

- ・事業者のBCP策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ当会職員を派遣する。

⑦ 防災備品の備蓄

- ・自然災害等による被害に備えて、可能な範囲内で防災備品や食料等を購入し、備蓄する。
- ・同様に感染症の対策用品（消毒液やマスク等）を購入し、備蓄する。

（２）商工会自身の事業継続計画の作成

- ① 当会は、令和 7 年 1 月「事業継続計画（BCP）」を作成（別添）

（３）行政・関係団体等との連携

- ① 小規模事業者に対する周知活動や事業継続計画（BCP）の策定支援にあたっては、市内金融機関及び士業団体と連携する。
- ② 損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた損害保険制度の説明会や個別相談会を開催するとともに、損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進に取り組む。
- ③ 当会と当市との会議や埼玉県商工会連合会、南部地域商工団体連絡会議での会合時などに各機関の取組状況等の情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し、取り入れを図る。

（４）フォローアップ

- ① 地区内事業者の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画について、当会職員による巡回や窓口等で進捗確認し、計画の改善や見直し等のフォローを行う。
- ② 事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の実行や公的支援制度の円滑な活用に向けた事業環境の整備等を図るため、専門家派遣による継続的な支援を実施する。

（５）当該計画に係る訓練の実施

- ① 地震等の自然災害発生を想定して、当会と当市経済戦略室との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ② 当会職員の安否確認、当会会館の被害状況の把握、避難訓練の他、地区内事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ③ 災害や感染症等の影響により、当会職員の欠勤が起こりうるため、全職員の多能工化やデータによる可視化を推進する。

２．発生後の対策

自然災害等の発生時には、自分自身の安全確保を第一とし、下記の手順により市内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を行う。

（１）応急対策の実施可否の確認

【自然災害】

- ① 自然災害発災時は、人命救助やけが人の救護活動を第一優先として活動する。
 - ・ 商工会館来館客の館外への避難誘導、緊急避難場所への誘導を行う。
 - ・ 商工会館内に、けが人の応急救護場所を確保する。
- ② 商工会建物や事務所内の損壊による二次被害（人への落下物の衝突）の防止を図る。
 - ・ 見回りの役割分担を決めておく。

③LINEワークス及び商工会災害システムを活用して、職員並びに職員の安否確認及び被害状況の把握を行うとともに、役員並びに会員の安否確認、業務従事の可否、商工会館の被害状況等、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、埼玉県商工会連合会に報告する。

《市内避難所》

No.	名称	住所	電話(048)	収容人数	No.	名称	住所	電話(048)	収容人数
下戸田地区	① 喜沢小学校	喜沢 1-48-6	442-6383	〇	新曽地区	① 新曽小学校	新曽南 2-13-8	442-2774	〇
	② 喜沢中学校	喜沢南 1-6-29	444-6400	〇		② 戸田翔陽高等学校	大字新曽 1093	442-4963	〇
	③ 戸田第二小学校	喜沢南 2-2-37	442-2675	〇		③ 新曽北小学校	大字新曽 1367	442-3849	〇
	④ 戸田東小学校	下戸田 1-3-3	442-3911	〇		④ 戸田市スポーツセンター	大字新曽 1286	443-3523	〇
	⑤ 戸田東中学校	下戸田 1-11-15	442-5844	〇		⑤ 新曽福祉センター	大字新曽 1395	445-1811	〇
	⑥ 東部福祉センター	下前 1-2-20	443-1021	〇		⑥ 新曽中学校	大字新曽 1448	443-4512	〇
	⑦ 心身障害者福祉センター	川岸 2-4-8	445-1828	〇	菰田地区	⑦ 芦原小学校	大字新曽 1961	420-2226	〇
上戸田地区	⑧ 児童センターこどもの国	本町 1-17-7	443-2387	〇		⑧ 児童センタープリムローズ	菰田 2-19-14	422-1033	〇
	⑨ 戸田南小学校	本町 4-8-2	442-6384	〇		⑨ 菰田東小学校	菰田 3-17-12	421-6674	〇
	⑩ 戸田中学校	本町 5-8-46	442-2627	〇		⑩ 惣右衛門公園	菰田 1-38		〇
	⑪ 戸田公園管理事務所	戸田公園 5-27	442-2424	〇		⑪ 菰田中学校	菰田 4-38-1	421-1462	〇
	⑫ 戸田公園自由広場	戸田公園 6		〇		⑫ 菰田小学校	菰田 6-9-1	421-3524	〇
	⑬ 埼玉県戸田第一艇庫	戸田公園 4-2		〇		⑬ 菰田公園	菰田 7-1		〇
	⑭ 上戸田地域交流センター	上戸田 2-21-1	229-3133	〇	美女木地区	⑭ 美女木小学校	美女木 2-33-1	421-1037	〇
	⑮ 戸田第一小学校	上戸田 3-7-5	442-2268	〇		⑮ 新田公園	美女木 3-1		〇
	⑯ 戸田市文化会館	上戸田 4-8-1	445-1311	〇		⑯ 南校高等学校	美女木 4-23-4	421-1211	〇
福祉避難所						⑰ 西部福祉センター	美女木 5-2-16	421-3024	〇
						⑱ 美笹中学校	美女木 5-12-6	421-3011	〇
						⑳ 美谷本小学校	美女木 7-11-3	421-3010	〇
						㉑ 福祉保健センター	大字上戸田 5-6	446-6484	〇
						㉒ 菰田コミュニティセンター	菰田 3-12-1	422-9988	〇



【出典：戸田市ハザードブック】

【感染症】

- ①国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、備品の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。
- ②感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発せられた場合は、埼玉県及び当市の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。

【サイバーリスク】

- ①サイバーセキュリティ事故が発生した場合、事故発生から収束までの対応をサポートする。
- ②「OSやソフトウェアは常に最新の状態にしておく」、「ウイルス対策ソフトを導入する」、「パスワードは長く複雑にし、使い回さない」等の再発防止策を周知する。

（２）応急対策の方針決定

【自然災害】

- ①被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ②地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
- ③職員全員が被災するなど応急対策ができない場合は、埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。
- ④大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を当市および埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。

（被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害状況	応急対策の方針
大規模な被害がある	・市内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・市内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	・自身の安全を確保 ・地域被災者の人命救助への協力 ・被害状況の把握および報告 ・（特別）相談窓口の設置および応急支援業務の実施
被害がある	・市内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・市内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	・被害状況の把握および報告 ・地域災害対策への協力 ・（特別）相談窓口の設置および応急支援業務の実施
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	・特別な対応なし

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ⑤当会と当市は災害時、以下の間隔で被害状況等を共有する。

時期	交換頻度
発生後～１週間	１日に２回程度共有する。 ※必要に応じて追加する
１週間～２週間	１日に１回程度共有する。
３週間～１ヶ月	１週間に２回程度共有する。
１ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する。

※連絡は、電話・FAX・メール、携帯等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合に

は当会が市役所を訪問し、直接被害情報等を報告する。

※埼玉県商工会連合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。報告には全国商工会連合会の商工会災害システムも活用する。

【感染症】

- ①必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務（在宅勤務）を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ②当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
- ③職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、当市および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。

【サイバーリスク】

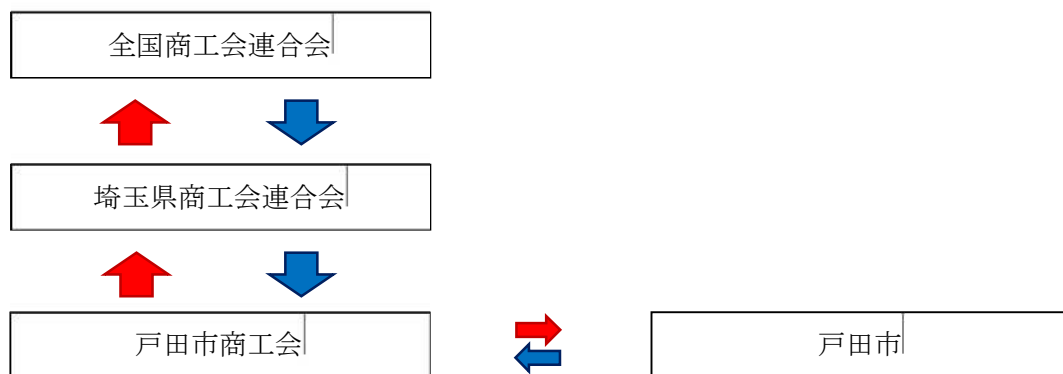
- ①被害状況や被害規模などの情報を把握し、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係等について、取引企業、関係者に連絡するよう促す。
- ②必要に応じて、原因調査や危機管理の専門家・専門事業者、公益財団法人埼玉県産業振興公社、を紹介し再発防止に取り組む。

（３）発災時における指示命令系統・連絡体制

【自然災害】

- ①自然災害等発生時に、地区内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

（当会から見た連絡ルート）



- ②当市からの要請等に基づき、被災地域において二次被害を防止するための諸活動を実施する。
- ③当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。
- ④当会と当市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。

【感染症】

- ①感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。

【サイバーリスク】

- ①サイバーリスクが発生した場合、発生源を早期に特定すると同時に、被害を最小限に抑えるた

め、感染したシステムやネットワークを隔離し、攻撃者のアクセスを遮断することで、更なる被害の拡大を防ぐ。

②どのシステムやデータが影響を受けたのか、どの程度の情報漏洩があったのかを確認し、対応の優先順位を決定する。ログやシステムの記録を分析し、攻撃の手口や侵入経路を特定する。あわせてシステムの復旧作業と再発防止策を講じる。

③実施にあたり、原因調査や危機管理の専門家・専門事業者、公益財団法人埼玉県産業振興公社の協力を得ながら実施する。

（４）応急対策時の地区内事業者に対する支援

【自然災害】

①状況に応じて、当会は相談窓口または特別相談窓口を設置する。

②相談窓口または特別相談窓口は、安全性が確認された場所に設置する。

③相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。

④地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。

⑤応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。

【感染症】

①感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

【サイバーリスク】

①サイバーリスク発生による影響、またはその恐れのある地区内事業所を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設を行う。

（５）地区内事業者に対する復興支援

①国・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。

②被災事業者には各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「被災証明書」について周知し、取得を促す。

③被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県商工会連合会等に相談する。

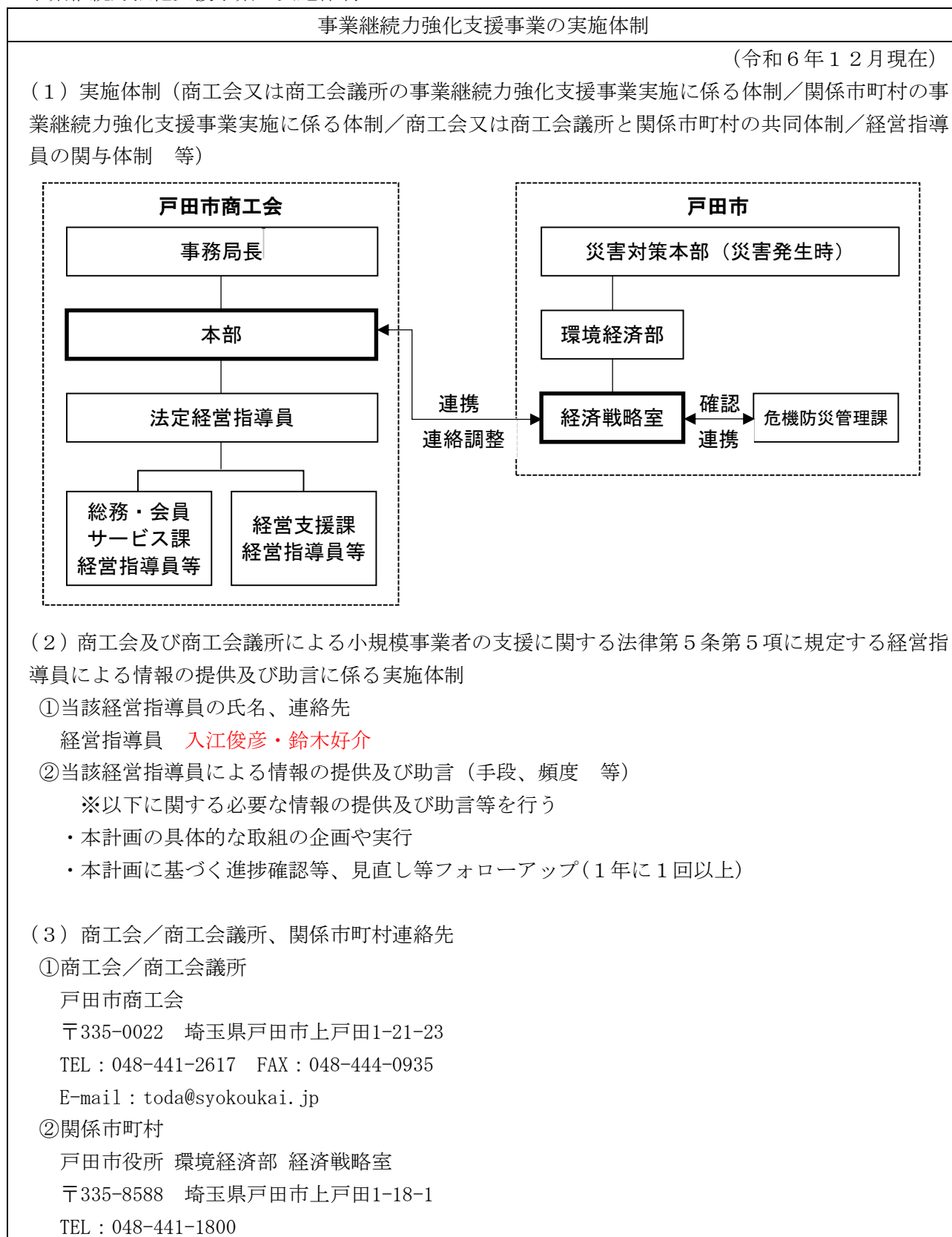
④事業再建計画の策定を支援する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ製作費	50	50	50	50	50
・ チラシ等郵送代	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、戸田市補助金、埼玉県補助金、国補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。